

## 旧優生保護法による優生手術の被害者救済を求める意見書

昭和 23 年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を行うなど、優生手術を認めていました。同法は平成 8 年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧法のもとで優生手術を受けた障害者らは約 2 万 5,000 人。このうち、本人の同意なしに優生手術を施されたのは 1 万 6,475 人と報告されています。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題があります。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。旧法のもとで優生手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講じるべきです。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

### 記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく優生手術の実態調査及び解明を進めること。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から 20 年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な補償を含む救済措置を一刻も早く講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 6 月 25 日

文京区議会議長 名取 顕一

内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様
内閣官房長官	菅	義偉	様
衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	伊達	忠一	様